

〈水質関係〉

種 別	項 目	許 容 限 度
排水基準 昭和46年 総理府令35号 (有害物質) (mg/ℓ以下)	カドミウム及び化合物(※B)	0.03
	シアン化合物	1
	有機リン化合物(※A)	1
	鉛及びその化合物	0.1
	六価クロム化合物	0.5
	ヒ素及び化合物	0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと{<0.0005(定量限界)}
	ポリ塩化ビフェニル	0.003
	トリクロロエチレン	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1
	ジクロロメタン	0.2
	四塩化炭素	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02
	チウラム	0.06
	シマジン	0.03
	チオベンカルブ	0.2
	ベンゼン	0.1
	セレン及びその化合物	0.1
	ほう素及びその化合物(※B)	10 (海域230)
	ふっ素及びその化合物(※B)	8 (海域15)
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(※B)	100(※C)
1, 4-ジオキサン(※B)	0.5	
(その他の項目)	pH	5.8~8.6 (海域5.0~9.0)
	BOD	160 (120) (海域及び湖沼以外)
	COD	160 (120) (海域及び湖沼のみ)
	SS	200 (150)
	大腸菌群数	(3,000個/cm ³)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30(動植物油脂類含有量) 5(鉱油類含有量)
	フェノール類含有量	5
	銅含有量	3
	亜鉛含有量(※B)	2
	溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
窒素含有量(※B)	120(60)尾末湾流域	
リン含有量(※B)	16(8)指定湖沼及び尾末湾流域	

- (※A) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
 (※B) 一部業種で暫定基準適用
 (※C) 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例

1) 上乗せ排水基準値と適用となる事業所の種類、区域等

① 五ヶ瀬川水域

(1日あたりの平均排水量が50m³以上の場合に適用となります。)

区 分	項目及び許容限度(単位 1 Lにつきmg)						
	化学的酸素要求量		生物化学的酸素要求量		浮遊物質量		銅含有量
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大
火薬(雷管を除く。)、医薬品添加物及び食品添加物の製造業	40	60	40	60	50	70	
化学繊維(ナイロン66を除く。)及び医薬品の製造業	120	160	50	70	60	80	1.5
化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩素、塩酸及びサランの製造業	25	35	20	25	40	50	
化学繊維(ナイロン66に限る。)、火薬(雷管に限る。)及び合成樹脂(ポリアミド樹脂に限る。)の製造業	120	160	50	70	50	70	
その他の製造業	20	30	20	30	50	70	
区域の範囲 延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域(川島橋(左岸-延岡市川島町3518番地の2地先、右岸-延岡市無鹿町1丁目3351番地の6地先)から上流の北川、栗野名堰堤(左岸-延岡市中川原町5丁目5378番地地先、右岸-延岡市中川原町5丁目5417番地地先)から上流の祝子川、亀井橋(左岸-延岡市北小路363番地の2地先、右岸-延岡市東本小路96番地の5地先)から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋(左岸-延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸-延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先)から上流の大瀬川及び沖田橋(左岸-延岡市小野町6438番地の2地先、右岸-延岡市小野町5327番地の5地先)から上流の沖田川を除く。)							

② 大淀川水域

区 分	水 素 イオン 濃 度 (水素 指数)	項目及び許容限度					適 用
		生物化学的 酸素要求量 (単位 1 Lに つきmg)		浮遊物質量 (単位 1 Lに つきmg)		大腸菌群 数(単位 1 cm ³ に つき個)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
昭和56年8月1日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	排出水量 50m ³ 以上のもの		30	40	40	60	昭和57年 8月1日 から
	排出水量 25m ³ 以上 50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	
昭和56年8月1日以降に設置される特定事業場	排出水量 50m ³ 以上のもの		20	25	30	40	昭和56年 8月1日 から
	排出水量 25m ³ 以上 50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	
区域の範囲 宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸-都城市高崎町大字縄瀬字鳩越4100番地の1地先、右岸-都城市高城町大字有水字宮田島850番地の1地先)に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域							